

なお、前ページの要件を満たしても、減額の対象となるのは、住宅として使用する部分の床面積のうち120㎡までの部分となります。

また、この減額措置は、田園型・郊外型住宅などの二戸目の住宅にも適用されますが、避暑・避寒用といった典型的な別荘用の住宅には適用されません。

⑤ 条例による負担水準の高い商業地等の減額措置

商業地等に係る平成16・17年度の固定資産税については、負担水準の上限が法定された70%の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準60%から70%の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講じられます。なお、都市計画税についても同様の措置が講じられます。

	負担水準	税負担の調整措置	
商業地等の場合	70%超	70%の場合の税額まで引き下げる	→ 条例により一律に減額可能
	60%以上70%以下	前年度の税額に据置く	
	40%以上60%未満	負担調整率 1.025	
	30%以上40%未満	負担調整率 1.05	
	20%以上30%未満	負担調整率 1.075	
	10%以上20%未満	負担調整率 1.10	
	10%未満	負担調整率 1.15	

都市計画税

都市計画税とは

この税金は、原則として都市計画で指定されている市街化区域内の土地や家屋の所有者に課税されます。税額の算定方法は、固定資産税の場合と同じですが、標準となる税率は、1,000分の3とされています。

なお、住宅用地に係る課税標準については、次のように軽減されます。

- ① 一般住宅用地の場合……固定資産税評価額の3分の2の額とする。
- ② 小規模住宅用地の場合……固定資産税評価額の3分の1の額とする。

特別土地保有税

特別土地保有税とは

平成15年度以降は、当分の間、課税が停止されることになりました。(但し、以前に徴収猶予制度が利用されていた土地については、徴収猶予制度の各要件に該当しなければ課税されます。)